

横芝光町農業委員会 9月第6回定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月7日(月) 午後3時～午後3時30分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2番	鈴木 忠夫		
委 員	1番	宇井 久	3番	土屋 正明
	5番	大川戸 直美	6番	佐久間 正好
	7番	佐久間 幸子	8番	長峯 高明
	9番	越川 雅彦	10番	行木 栄一
	11番	小野 秀明	12番	平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和2年度第6次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和2年9月(第6回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 本日の総会の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきまして は萩原会長に議長をお願いします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 3番 土屋 正明 委員、12番 平山 雅英 委員をお願いします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名します。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する 許否決定について 上程します。 事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を 求める。 令和2年9月7日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫 次のページをご覧ください。 今回の3条の許可申請は、売買による所有権移転1件です。 なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。 申請地の位置図を添付していますので併せてご覧ください。 経営規模拡大のための所有権移転の申請となります。申請地は中台 字 台の畑、938㎡です。

譲渡人が建設会社となっていますが、昭和49年に空港関連事業の拠点用地として転用する目的で購入されましたが、工事前に、会社代表者が死去され、経営環境も変化したことから土地購入のみで工事などは行われずに農地の状況のままとなっていました。

今回、会社を解散・清算を行うため、譲受人へ売却するものです。

譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。
この案件について、私が担当委員となりますので、説明させていただきます。

4番 この件については、譲渡人が法人を解散・清算するため、経営規模拡大を目指す譲受人との協議が整い、居住地から近く、耕作しやすいということから、売買により譲受人が農地を取得するものです。なお、申請地では人参の作付けを予定しており問題ありません。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

11番 農地転用の許可は取り消しになったのですか。引き継ぐのですか。

事務局 会社自体が解散すること、許可から相当年数経過していることから、取り消しの手続きは求めません。新たに第3条の許可により所有権が移転されるため、問題はないと考えています。

11番 売買により転用許可は無効になるということでしょうか。

事務局 そのとおりです。

議長 他に質疑はございますか。ないようでしたら、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和2年9月7日提出 横芝光町農業委員会 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、1件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請の土地は、宮川 字 橋場割、畑528㎡です。

譲受人は保育所などを経営する社会福祉法人で、駐車場用地として14台分の駐車区画を計画しています。申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、橋場の十字路から県道横芝停車場・吉田線を北に約140mの位置にあります。

農地の区分は第3種農地に分類され、原則として転用許可が見込まれます。隣接する農地はなく、雨水は敷地内浸透としています。

申請地の南側に借地で約23台分の駐車場がありますが、法人が所有する車両と保育士や事務員の通勤車両だけで満車となる規模です。

また、毎日、保護者の送迎車両が一時的に駐車するほか、園の行事の際も利用されるために混雑することが多く、県道を走行する車両の事故防止と園児や保護者の安全面が喫緊の課題とされていました。

一部職員の駐車場所を別に確保することで、これらの問題解決を図ろうと、今回、申請されたものです。

工事期間は、本年10月1日から11月1日までを予定しています。

土地代金および整地費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

この案件について、担当委員の説明を求めます。

6番

6番 佐久間です。

現地を確認したところ、農地転用を行うことに、問題はありません。

議 長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員よって、議案第2号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第4 議案第3号 令和2年度第6次農用地利用集積計画(案)の承認について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和2年度第6次農用地利用集積計画(案)の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和2年度第6次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和2年9月7日提出 横芝光町農業委員会 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定 8件、再設定 1件です。

利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地ですが、

新規設定1件目は、栗山 字 伊古田の畑、2筆、計2, 548㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年16日から令和8年9月15日までの6年間で、賃借料は10, 000円を口座振込で支払うものです。

新規設定2件目は、長倉 字 荒久台の畑、3筆、計1, 788㎡、使用貸借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年16日から令和5年9月15日までの3年間です。

新規設定3件目は、横芝 字東境田、古川 字荒神および新田、両国新田 字屋敷脇の田、全22筆、計7, 308. 27㎡、賃借権の設定で水稻として利用、設定期間は今年16日から令和8年11月30日までの6年2

か月間で、賃借料は10aあたりコシヒカリ1俵相当額を口座振込で支払うものです。

新規設定4件目は、鳥喰下字東表の畑、1筆、2,578㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年16日から令和8年9月15日までの6年間で、賃借料は10aあたり10,000円を直接現金で支払うものです。

新規設定5件目は、新島旧三島字本郷の畑、1筆、3,366㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年16日から令和5年9月15日までの3年間で、賃借料は10aあたり10,000円を直接現金で支払うものです。

新規設定6件目は、新島旧三島字後野場の畑、1筆、711㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年16日から令和5年9月15日までの3年間で、賃借料は10aあたり15,000円を直接現金で支払うものです。

新規設定7件目は、新島旧三島字後野場の畑、1筆、1,879㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年16日から令和5年9月15日までの3年間で、賃借料は10aあたり15,000円を直接現金で支払うものです。

新規設定8件目は、北清水字島田の畑、1筆、2,040㎡、賃借権の設定で普通畑として利用、設定期間は今年16日から令和12年9月15日までの10年間で、賃借料は10aあたり10,000円を直接現金で支払うものです。

つづきまして

再設定1件は、鳥喰上字昭和の田、1筆、計3,055㎡、賃借権の設定で水稻として利用、設定期間は今年16日から令和5年11月30日までの3年2か月間で、賃借料は10aあたりコシヒカリ1.5俵相当額を直接現金で支払うものです。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

それでは、新規設定の案件について、一括して質疑を許します

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員よって、よって新規設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。

次に、再設定の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたが、ひとつ私から資料の「利用権を設定する者」の外1名の表記はどういう状況なのか説明願います。

事務局 共有名義の表記となります。

議 長 所有者が複数名ということによろしいですか。

事務局 そのとおりです。

議 長 他に質疑ございますか。

6 番 議長からもありましたが、所有者が他1名とあり、遠方の方のようですが、こちらに来て農業をされていたのでしょうか。

事務局 遠方の方で共有名義でもあり、疑義があるとのことですが、相続で相続人が一人に決定できなかった場合などは共有名義となりえます。また、相続された方が農業を行っていない、また地元にお住まいでない方の場合、地元で耕作してくれる方をお願いするということがあります。

6 番 わかりました。

議 長 他にございませんか。

(異議なしの声)

議 長	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について採決します。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(委員挙手)</p> <p>賛成全員、よって再設定については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、令和2年9月(第6回)農業委員会定例総会を閉会します。</p>